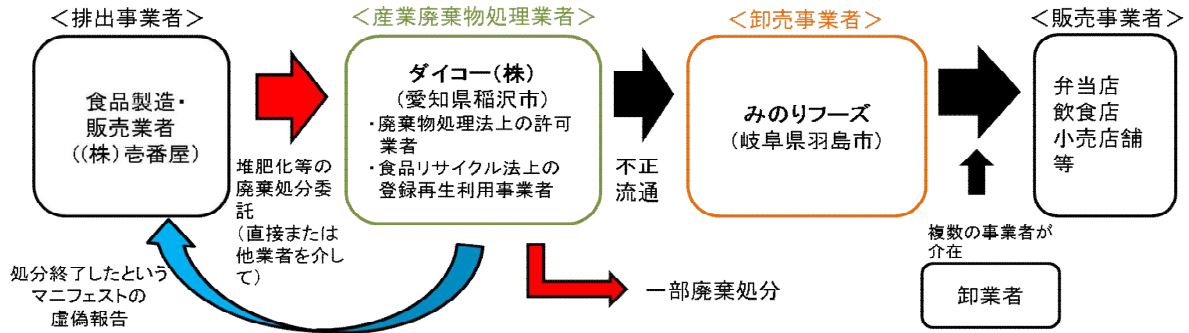


食品廃棄物の不正転売事案について(総括)のポイント

平成29年6月20日
環境省

1. 事案の経緯等

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案。
 - ・平成22年頃から過剰保管、平成24-25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管。
 - ・平成28年1月 事案発覚。(株)壺番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告。
 - ・平成28年2月～ 愛知県が改善命令及び排出事業者に回収を指導。
 - 6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
 - ・平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
 - ・平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。
- 事案の全容が概ね明らかになったことを踏まえ、事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、現行の関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、愛知県等からヒアリングを行い、有識者の協力を得て、課題と対応を取りまとめた。



2. 再発防止について

【課題】

(1) 県・環境省による監視の強化

- 処理業者は、食品リサイクル法の国の登録(当時は書面審査)業者。事前の県の立入検査等では不適正処理を見抜けなかった。

【追加的な対応】

【取りまとめに協力を得た有識者】

- ・石川雅紀氏 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会 座長
- ・大塚直氏 中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会 委員長
- ・鈴木道夫氏 産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会 委員長
- ・長岡文明氏 BUN環境課題研修事務所 主宰

- H28.6月に策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視強化
- 食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督強化(定期的な立入検査が必要)
- 職員の能力向上のため国や都道府県等による研修を充実

(2) 排出事業者責任の徹底

- 排出事業者は発酵が難しいことが明らかなのも処理を委託。
- 排出事業者による現地確認、料金は適切であったか疑問。
- 冷凍ビーフカツがポリ袋に梱包されている状態等、一見、商品と見えるような状態で処理委託されていたものもあった。

- 排出事業者は、措置命令の対象になり、社名等が公表され、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべき
- 排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化(適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など)
- 食用と誤認されないような適切な措置等(包装の除去等)を、食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき措置として、省令改正

(3) 排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認

- 処理業者は電子マニフェストに加入していたため、記録された情報が迅速に検索できたが、電子マニフェストには処分終了した旨の虚偽報告。

- マニフェスト虚偽記載等に関する罰則強化を今般の廃棄物処理法改正案に位置づけ
- 電子マニフェストの一層の普及、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修
- マニフェストの記載事項等について検討

(4) 事案の発覚後の対応

- 廃棄物関係団体等の自主的な協力等により撤去。
- 夏場を迎え悪臭等の発生が懸念されたが、愛知県では事実認定等に時間を要すること等の理由から措置命令、行政代執行を行えず。

- 今回の撤去は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要
- このため、著しく不衛生な状況等の事案について、緊急代執行ができるよう、行政処分の指針の見直しを検討

* その他、今般の廃棄物処理法改正に、許可を取り消された処理業者等への対応を盛り込んだところである。